

令和3年度

第3回 香川県公共事業評価委員会

令和4年1月28日

## 目 次

○ 議事次第	1
○ 委員会委員名簿	2
○ 香川県公共事業評価実施要領	3
○ 香川県公共事業評価委員会設置要綱	6
○ 香川県公共事業評価委員会傍聴要領	8
○ 再評価対象事業位置図	10
○ 再評価対象事業総括表	11
○ 新規事業採択時評価対象事業総括表	13
○ 事後評価対象計画総括表	14

### 【再評価別添資料】

○ 再評価の視点と対応方針決定の考え方	資料－1
○ 社会資本整備総合交付金（広域河川改修事業） 春日川	資料－2
○ 治水ダム建設事業 長柄ダム再開発	資料－3
○ 再評価実施要領	資料－4

# 令和3年度 第3回 香川県公共事業評価委員会

## 議 事 次 第

日 時：令和4年1月28日（金） 13：30～

場 所：香川国際交流会館 大会議室

1 開 会

2 再評価の詳細審議

- 社会資本整備総合交付金（広域河川改修事業） 春日川
- 治水ダム建設事業 長柄ダム再開発

3 そ の 他

4 閉 会

香川県公共事業評価委員会委員名簿

(令和4年1月現在)

香川大学 名誉教授	井原 健雄
香川大学 名誉教授	白木 渡
(株) 人間科学研究所 所長	池田 弘子
佐藤好美建築工房 主宰	佐藤 好美
(一社) 香川経済同友会 専務理事	大谷 誠一
香川大学創造工学部 教授	角道 弘文
香川大学創造工学部 教授	末永 慶寛

以上 7 委員 (敬称略・順不同)

# 香川県公共事業評価実施要領

## 第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るとともに、事業計画の効果・効率性や事業効果の発現状況等の検証を行うため、県が事業主体となって実施する公共事業の評価（以下「事業評価」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 事業評価の対象

対象とする事業は、県が事業主体として実施する事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業、局部改良事業等の比較的小規模な事業及び単独事業を除く全ての事業とする。

## 第3 事業評価の区分と対象範囲

事業評価の区分と対象範囲は、以下のとおりとする。

なお、以下に掲げる評価を実施する事業以外の事業についても、国の定める要領及び要綱等に準じ、適宜、適切な時期に評価を実施するものとする。

### 1 新規事業採択時評価

新規事業採択時評価を実施する事業は、以下のとおりとする。

- (1) 事業費を予算化しようとする事業
- (2) 準備・計画に要する費用を予算化しようとする事業

### 2 再評価

再評価を実施する事業は、以下のとおりとする。

なお、再評価を実施しようとする年度に事業が完了又は既に主要な工事を完了している事業については、対象事業から除くことができるものとする。

- (1) 事業採択後5年目で未着工の事業
- (2) 事業採択後10年目（ただし、補助事業は5年目）で継続中の事業
- (3) 再評価実施後5年間が経過している事業
- (4) 上記以外の事業で、再評価の実施の必要が生じた事業

### 3 事後評価

事後評価を実施する事業及び整備計画は、以下のとおりとする。

- (1) 事業完了後一定期間（5年以内）が経過した事業で、県が事後評価を行う必要があると判断する事業
- (2) 整備計画終了後

#### 4 その他

上記1、2及び3以外の評価のうち、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により事業評価の実施の必要が生じた事業

### 第4 事業評価の実施及び結果等の公表

#### 1 事業評価の実施時期

- ① 第3の1の事業については、当該予算に係る年度の前年度末までに実施する。
- ② 第3の2（1）の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
- ③ 第3の2（2）の事業については、事業採択後10年目（ただし、補助事業は5年目）の年度末までに実施する。
- ④ 第3の2（3）の事業については、再評価実施時から5年間が経過後の年度末までに実施する。
- ⑤ 第3の3（1）の事業については、事後評価の対象となる年の年度末までに実施する。
- ⑥ 第3の3（2）の整備計画については、計画期間の終了後又は計画期間の最終年度中に実施する。

#### 2 評価結果、対応方針等の公表

評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯等とともに公表するものとする。

### 第5 事業評価の手法

事業評価にあたっては、対象事業の特性に応じて評価を行う際に整理すべき指標及び対応方針を決定する際の判断基準等（以下「評価手法」という。）について、適宜設定するものとする。

なお、国の定める要領及び要綱等に規定のある事業の評価を実施する場合は、国の定める要領及び要綱等に基づいた評価手法に準ずるものとする。

### 第6 対応方針の決定

知事は、事業評価の実施に当たり、第三者の意見を求める諮問機関として、香川県公共事業評価委員会を設置し、意見を聴き、その意見をできる限り尊重して、対象事業の対応方針（継続、事業計画の見直し、休止又は中止若しくは改善措置に関する方針等）を決定するものとする。

## 第7 その他

この要領に定めるもののほか、事業評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

- 1 この要領は、平成24年8月17日から施行する。
- 2 令和2年2月18日 一部改正

## 香川県公共事業評価委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 香川県公共事業評価実施要領に基づき、専門的な見地からの意見を求めるため、香川県公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、事業評価に係る県公共事業の対応方針について調査審議し、その適否等について知事に答申するものとする。

2 委員会は、調査審議するにあたっては、事業評価に係る県公共事業のうちから特に重要と認める事業を抽出し、当該事業について調査審議のうえ、知事に答申するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は委員7人以内で組織する。

2 委員は、地域の実状をよく理解している公平な立場にある有識者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長は委員が互選し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括する。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、委員会の会議を招集することが適切でないと認められるとき、委員の同意を得て、委員への持ち回りの審議により会議の開催に代えることができる。

### (意見の聴き取り)

第6条 委員会は、調査審議するため必要があると認めるときは、委員以外の人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(特例)

第7条 委員会は、市町（一部事務組合を含む。）から当該市町の実施する事業評価に係る公共事業の対応方針について意見を求められた場合においては、第1条及び第2条の規定にかかわらず、当該対応方針について調査審議し、当該市町に答申するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、香川県土木部技術企画課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成10年11月11日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、知事が招集する。
- 3 平成13年12月18日 一部改正
- 4 平成24年8月17日 一部改正
- 5 令和元年7月30日 一部改正
- 6 令和3年8月20日 一部改正

## 香川県公共事業評価委員会傍聴要領

### (この要領の目的)

第1条 この要領は、「審議会等の会議の公開に関する指針(平成10年3月30日策定)」(以下「指針」という。)に基づき、香川県公共事業評価委員会の会議(以下「会議」という。)を公開する場合における当該会議の運営上必要な事項を定めることを目的とする。

### (傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は一般傍聴席と報道関係者席とに分ける。

2 一般傍聴席は10席とする。ただし、次条第3項ただし書の場合はこの限りでない。

### (傍聴の申込み、受付)

第3条 一般傍聴席で会議を傍聴しようとする者は、会議の開催時刻30分前から開催時刻までの間に、関係の係員に申し出て、備え付けの傍聴受付簿に住所及び氏名を記載し、傍聴の申込みをしなければならない。

2 前項の申込みの受付は、次条に掲げる者を除き、先着順で行うものとする。

3 一般傍聴席で会議を傍聴できる者は、傍聴受付簿に記載した先着10名とする。ただし、会議の議長が、特に必要があると認めるときは、会議の会場のスペース等を勘案のうえ、一般傍聴席の数を増加し、当該増加席数に応じ、次順位者から傍聴を認めることができるものとする。

4 傍聴人は、会議の議長の指示に従い、会議の会場に入場しなければならない。

### (傍聴席へ入場できない者)

第4条 次に掲げる者は、会議の会場に入場することができない。

- 一 酒気を帯びていると認められる者
- 二 異様な服装をしている者
- 三 きょう器その他危険物と認められる物品を携帯し又は獣類を連れた者
- 四 かさ、のぼり、標識、びら、看板、その他これらに類するものを携帯した者
- 五 その他審議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

### (傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければいけない。

- 一 拍手その他公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等審議を妨害しないこと。
- 二 帽子、外とうの類を着用しないこと。
- 三 飲食物を持ち込んで飲食しないこと。
- 四 不作法な姿勢をしないこと。

- 五 所定の席にて傍聴を行うこと。
- 六 会議の議長の許可なく、会議の様態を撮影し、録音しないこと。
- 七 その他秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。
- 八 指針第3項ただし書に基づき、会議が非公開とされた場合には、会議の議長の指示に従い、速やかに退場すること。

(会場の秩序維持)

第6条 傍聴人において前条の規定を守らない者があるときは、会議の議長は、これを注意し、なお守らないときは退場を命じることができる。

附 則

- 1 この要領は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成24年8月17日から施行する。

# 令和3年度 事業評価【再評価】対象事業位置図

○数字は評価対象番号

①大規模特定河川事業 本津川

②社会資本整備総合交付金  
(広域河川改修事業) 新川

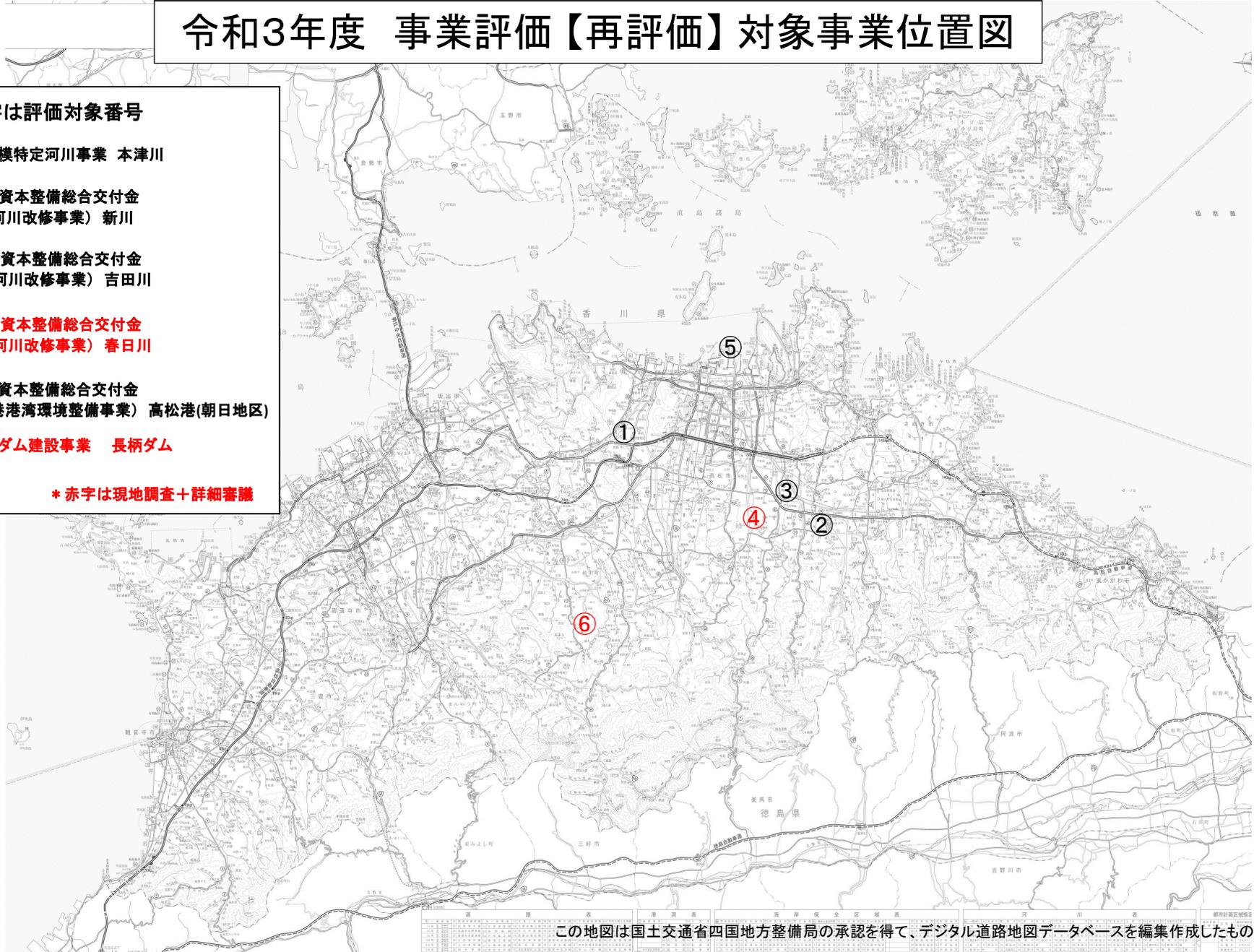
③社会資本整備総合交付金  
(広域河川改修事業) 吉田川

④社会資本整備総合交付金  
(広域河川改修事業) 春日川

⑤社会資本整備総合交付金  
(高松港港湾環境整備事業) 高松港(朝日地区)

⑥治水ダム建設事業 長柄ダム

\*赤字は現地調査+詳細審議



この地図は国土交通省四国地方整備局の承認を得て、デジタル道路地図データベースを編集作成したものである

令和3年度 事業評価【再評価】対象事業総括表

令和4年1月現在

評価対象番号	事業名	道路・河川名等	事業主体	工事箇所	着手年度	事業完了予定年度	再評価基準		対応方針(案)	前回抽出の有無	摘要
							年数	区分			
1	大規模特定河川事業	本津川	香川県	高松市	S43	R22	再評価後5年	D	継続	●	H28再評価
2	社会資本整備総合交付金(広域河川改修事業)	新川	香川県	三木町	S38	R22	整備計画策定後10年	B	継続		H23年整備計画策定
3	社会資本整備総合交付金(広域河川改修事業)	吉田川	香川県	高松市	S38	R22	整備計画策定後10年	B	継続		H23年整備計画策定
4	社会資本整備総合交付金(広域河川改修事業)	春日川	香川県	高松市	H17	R22	整備計画策定後10年	B	継続		H23年整備計画策定
5	社会資本整備総合交付金(高松港港湾環境整備事業)	高松港(朝日地区)	香川県	高松市	H17	R4		B	継続	●	H26再評価
6	治水ダム建設事業	長柄ダム再開発	香川県	綾川町	H7	R14	社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた	E	継続		H29再評価
<b>総計 6事業</b>											

■対応方針(案) 継続 6 事業

■ : 現地調査+詳細審議

※○ : 抽出審議  
 ※● : 抽出審議+現場調査

区分

- A: 事業採択後、一定期間経過後未着工の事業
- B: 事業採択後、長期間が経過している事業(事業採択後5年目<sup>※1</sup>)の年度末までに実施)
- C: 事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している事業
- D: 再評価実施後、一定期間が経過している事業(再評価実施時から5年後の年度末までに実施)
- E: その他(社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた事業)

※1: 国が定める再評価実施要領に基づく再評価対象事業以外の事業については、事業採択後10年目の年度末までに実施。

令和3年度 事業評価【再評価】対象事業総括表(詳細)

令和4年1月現在

評価対象番号	事業名	道路・河川名等	事業主体	工事箇所	着手年度	事業完了予定年度	総事業費(百万円)	2年度まで執行事業費(百万円)	進捗率	残事業費(百万円)	事業の必要性等	事業が長期化している理由	再評価基準		対応方針(案)	摘要
													年数	区分		
1	大規模特定河川事業	本津川	香川県	高松市	S43 (1968)	R22 (2040)	19,587	14,714	工事78% (事業費ベース) 用地70% (事業費ベース)	4,873	過去に浸水被害を受けており、流域内の人口、資産額等も多いことから、早期の改修が必要なため。	整備区間が長く、多額の費用と期間を要するため、事業が長期に及んでいる。	再評価後5年	D	継続	H28再評価
2	社会資本整備総合交付金(広域河川改修事業)	新川	香川県	三木町	S38 (1963)	R22 (2040)	22,453	19,380	工事85% (事業費ベース) 用地90% (事業費ベース)	3,073	過去に浸水被害を受けており、流域内の人口、資産額等も多いことから、早期の改修が必要なため。	整備区間が長く、多額の費用と期間を要するため、事業が長期に及んでいる。	整備計画策定後10年	B	継続	H23年整備計画策定
3	社会資本整備総合交付金(広域河川改修事業)	吉田川	香川県	高松市	S38 (1963)	R22 (2040)	5,464	4,976	工事93% (事業費ベース) 用地86% (事業費ベース)	488	過去に浸水被害を受けており、流域内の人口、資産額等も多いことから、早期の改修が必要なため。	整備区間が長く、多額の費用と期間を要するため、事業が長期に及んでいる。	整備計画策定後10年	B	継続	H23年整備計画策定
4	社会資本整備総合交付金(広域河川改修事業)	春日川	香川県	高松市	H17 (2005)	R22 (2040)	16,880	10,941	工事65% (事業費ベース) 用地54% (延長ベース)	5,939	過去に浸水被害を受けており、流域内の人口、資産額等も多いことから、早期の改修が必要なため。	整備区間が長く、多額の費用と期間を要するため、事業が長期に及んでいる。	整備計画策定後10年	B	継続	H23年整備計画策定
5	社会資本整備総合交付金(高松港湾湾環境整備事業)	高松港(朝日地区)	香川県	高松市	H17 (2005)	R4 (2022)	1529	1332	工事87% (事業費ベース)	197	平常時は地域の人々の憩いの場として、災害時は高松周辺地域の防災拠点として利用するための緑地の整備を行う。	周辺の土地需要の変化に応じた土地利用計画の見直しや、平常時および災害時の緑地所要規模の見直しに伴う港湾計画の変更に期間を要したため。		B	継続	H26再評価
6	治水ダム建設事業	長柄ダム再開発	香川県	綾川町	H7 (1995)	R14 (2032)	22,100	2,136	全体事業 10% (事業費ベース) 付替道路工事 0% (延長ベース) ダム本体工事 0% (工事費ベース) 用地 0% (面積ベース)	19,964	綾川流域では、過去に洪水被害を度々受けており、特に、成16年の台風23号では、破堤などにより甚大な被害を受けた。また、濁水被害も頻発しており、かんがい用水の枯渇による農作物の被害や、瀬切れにより生物に悪影響を及ぼしている。これらの課題を解決するためにダムの洪水調節による治水対策及び水源確保が必要である。	ダム事業は事業規模が大きく、事業完了までに多額の費用と期間を要するため、事業が長期に及んでいる。	社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた	E	継続	H29再評価
<b>総計 6事業</b>																

■対応方針(案) 継続 6事業

区分

- A: 事業採択後、一定期間経過後未着工の事業
- B: 事業採択後、長期間が経過している事業(事業採択後5年目<sup>※1</sup>)の年度末までに実施)
- C: 事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している事業
- D: 再評価実施後、一定期間が経過している事業(再評価実施時から5年後の年度末までに実施)
- E: その他(社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた事業)

※1: 国が定める再評価実施要領に基づく再評価対象事業以外の事業については、事業採択後10年目の年度末までに実施。

: 現地調査+詳細審議

令和3年度 事業評価【新規事業採択時評価】対象事業総括表

令和4年1月現在

評価対象番号	事業名	道路・河川名等	事業主体	工事箇所	着手年度	事業完了予定年度	総事業費(百万円)	事業の必要性等	対応方針(案)	摘要
1	事業間連携砂防等事業	日与次川	香川県	さぬき市鴨庄	2022年(R4)	2024年(R6)	320	本溪流は、保全対象として県道大串志度線255m、市道181m及び人家15戸を含む土石流危険渓流である。流域には多量の土砂が堆積しており、将来の大雨により土石流が発生する危険性が高まっている状況にあり、土砂災害が発生すれば、下流に甚大な被害が発生する可能性がある。このことから早期の土砂災害対策が必要である。	実施	【資料16】
2	事業間連携砂防等事業	中筋上川	香川県	小豆島町苗羽	2022年(R4)	2024年(R6)	240	本溪流は、保全対象として町道(避難路)2,697m、二級河川中筋川771m及び人家119戸を含む土石流危険渓流である。流域には多量の土砂が堆積しており、将来の大雨により土石流が発生する危険性が高まっている状況にあり、土砂災害が発生すれば、下流に甚大な被害が発生する可能性がある。このことから早期の土砂災害対策が必要である。	実施	【資料17】
3	事業間連携砂防等事業	東大谷南川	香川県	高松市国分寺町	2022年(R4)	2024年(R6)	250	本溪流は、保全対象として県道高松普通寺線(第2次緊急輸送路)170m、JR予讃線110m及び人家31戸を含む土石流危険渓流である。流域には多量の土砂が堆積しており、将来の大雨により土石流が発生する危険性が高まっている状況にあり、土砂災害が発生すれば、下流に甚大な被害が発生する可能性がある。このことから早期の土砂災害対策が必要である。	実施	【資料18】
4	事業間連携砂防等事業	高尾戸川	香川県	三豊市詫間町	2022年(R4)	2026年(R8)	210	本溪流は、保全対象として県道詫間仁尾線(第2次緊急輸送路)208m、市道168m及び人家74戸を含む土石流危険渓流である。流域には多量の土砂が堆積しており、将来の大雨により土石流が発生する危険性が高まっている状況にあり、土砂災害が発生すれば、下流に甚大な被害が発生する可能性がある。このことから早期の土砂災害対策が必要である。	実施	【資料19】

令和3年度【事後評価】対象計画 総括表

令和4年1月

番号	計画の名称	計画の目標	事業主体	全体事業費 (百万円)	要素事業の概要	事業実施箇所	計画期間		R3以降 継続計画 策定予定	摘要
							着手 年度	完了 年度		
1	社会資本総合整備計画 安全・安心な通学路づくり(防災・安全)	「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路点検や「自転車ネットワーク計画」により対策が必要となった箇所において、歩行者や自転車が安全で安心して通行できる通学路等の生活空間を創出する。	香川県 他8市町	34,584	・歩道整備:52km ・自転車歩行者道整備:32km ・自転車道:9km	香川県内	2017 (H29)	2021 (R03)	継続	【資料2】
2	社会資本総合整備計画 安全・安心なまちづくり(防災・安全)	歩行者・自転車・自動車等が安心して歩行・通行できる道づくりを行うとともに、道路利用者である県民の交通安全意識を高め、安全、安心なまちづくりを進める。	香川県 他12市町	23,279	・現道拡幅:20km ・法面対策:20km ・舗装修繕:358km ・電線共同溝:6km	香川県内	2017 (H29)	2021 (R03)	継続	【資料3】
3	社会資本総合整備計画 市街地における安全・安心な通学路づくり (防災・安全)	歩行者空間及び自転車走行空間の確保や分離を行い、安全確保を図るとともに、都市景観の向上及び緊急輸送路等の防災機能の強化を図る。	香川県 他1市	4,070	・現道拡幅:7路線 ・無電柱化:3路線 ・幅員再配分:1路線 ・引き込み設備:1路線 ・ポケットパーク整備:1路線 計9路線(複合して事業を実施している路線有)	香川県内	2017 (H29)	2020 (R02)	継続	【資料4】
4	社会資本総合整備計画 地震に強いまちづくり(防災・安全)	小豆島町の住民の安全性の確保、防災機能の向上を図り、安全・安心なまちづくりを実現する。	小豆島町	46	・指定避難所の耐震化 1箇所	小豆島町	2020 (R02)	2020 (R02)	完了	【資料5】
5	社会資本総合整備計画 丸亀市における地域の暮らしを守る安全・安心な下水道づくり(防災・安全)	下水道施設の老朽化対策及び事前防災・減災対策を図り、市民の安全・安心な暮らしを守る。	丸亀市	1,153	・ポンプ場施設改築事業 汚水ポンプ改修等 ・管渠改築更新事業 管渠更生L=1.16km	丸亀市	2017 (H29)	2021 (R03)	継続	【資料6】
6	社会資本総合整備計画 音を聴く街観音寺市の下水道づくり(防災・安全)	観音寺市の下水道施設の老朽化対策及び事前防災・減災対策を図り市民の安全・安心な暮らしを守る。	観音寺市	1,547	【基幹事業】 処理場 1施設 ポンプ場 2施設 下水道整備(φ900mm) L=195.6m 下水道整備(φ1000mm) L=74.00m 下水道整備(φ1200mm) L=90.37m 下水道整備(φ650mm) L=264.55m マンホール 1箇所  【効果促進事業】 内水ハザードマップ作成 1.0式 (観音寺処理区・第2-1排水区)	観音寺市	2017 (H29)	2021 (R03)	継続	【資料7】
7	観音寺第2ポンプ場 大規模雨水処理施設整備事業計画	観音寺第2ポンプ場は計画流入水量と比べ排水能力不足となっており、浸水被害を未然に防止するために、新たに雨水ポンプを増設し、雨水排水能力を増強する。	観音寺市	486	第2ポンプ場ポンプ増設 1台	観音寺市	2020 (R02)	2021 (R03)	完了	【資料8】

令和3年度【事後評価】対象計画 総括表

令和4年1月

番号	計画の名称	計画の目標	事業主体	全体事業費 (百万円)	要素事業の概要	事業実施箇所	計画期間		R3以降 継続計画 策定予定	摘要
							着手年度	完了年度		
8	社会資本総合整備計画 市街地における安全・安心な下水道づくり (防災・安全)	下水道施設の老朽化対策及び事前防災・減災対策を図り、市民の安全・安心な暮らしを守る。	高松市	8,033	・浸水対策事業 雨水管渠 L=2.0km ポンプ場1施設 ・下水道総合地震対策事業 管渠耐震化 L=3.5km ・下水道総合地震対策事業 終末処理場4施設 ポンプ場27施設 ・長寿命化支援制度事業 管渠改築 L=1.8km ・ストックマネジメント支援制度事業 管渠改築 L=10.7km ・長寿命化支援制度事業 終末処理場3施設 ポンプ場1施設 ・ストックマネジメント支援制度事業 終末処理場4施設 ポンプ場34施設	高松市	2017 (H29)	2021 (R03)	継続	【資料9】
9	社会資本総合整備計画 さぬき市における暮らしを守る安全・安心な 下水道づくり(防災・安全)	さぬき市の下水道施設の老朽化対策及び事前防災・減災対策を図り、市民の安全・安心な暮らしを守る。	さぬき市	434	雨水ポンプ場3施設 汚水処理場1施設 ストックマネジメント計画策定一式 管路耐震診断L=17.3km 耐震診断3施設 耐水化計画策定一式	さぬき市	2017 (H29)	2021 (R03)	継続	【資料10】
10	農山漁村地域整備計画 さぬき市漁業集落排水施設の機能保全計画	漁業集落排水施設(2地区)を対象に機能保全計画を策定することで、老朽化している排水施設の計画的な更新計画を策定することにより維持管理・更新に係るトータルコストを縮減し、費用を平準化し、漁業集落における住民の安心・安全な生活環境を確保する。	さぬき市	10	機能診断・機能保全計画策定：2地区	さぬき市	2020 (R02)	2020 (R02)	完了	【資料11】
11	農山漁村地域整備計画 漁港における海岸保全施設の長寿命化計画 策定の推進	漁港における海岸保全施設の機能診断調査及び長寿命化計画の策定を行うことにより、海岸堤防等の老朽化対策を計画的に推進できることから、人命や資産を防護するとともに、維持管理・更新に係るトータルコストを縮減し、費用を平準化する。	香川県	203	・機能診断： 57漁港海岸 ・長寿命化計画策定： 57漁港海岸	香川県内	2017 (H29)	2020 (R02)	完了	【資料12】
12	農山漁村地域整備計画 さぬき市の漁港における高潮対策の推進	漁業地域を対象に高潮等に対する被害から背後に密集する集落の安全・安心な市民生活を確保する。	さぬき市	220	・胸壁 L=220m ・陸こう N=0基 ・簡易水門 N=1基	さぬき市	2016 (H28)	2020 (R02)	完了	【資料13】
13	農山漁村地域整備計画 小豆島町の漁業地域における高潮対策の推進	漁業地域を対象に高潮等に対する被害から背後に密集する集落の安全・安心な町民生活を確保する。	小豆島町	326	護岸改良 L=282.4m 胸壁 L=730.3m 陸こう N=26基、水門 N=2基	小豆島町	2016 (H28)	2020 (R02)	完了	【資料14】
社会資本総合整備計画等 審議対象 13計画										